

臨時職員労働条件（案）（2025年5月採用開始予定）

※詳細は面接時にご相談となります

契約期間	期間の定めあり（2025年5月1日～2025年10月31日） 1 契約の更新の有無〔更新する場合があります〕 2 契約の更新は次により判断する。 [事務事業の遂行上必要と認める場合で、次に該当しない場合] ・協会の秩序を乱し、名誉を棄損し、又は協会に損害を及ぼしたとき ・勤務成績が不良と認められるとき ・事業の終了又は縮小により雇用が困難となったとき ・雇用にあたってあらかじめ更新しないと明示されているとき 3 更新上限の有無（ 無 ）
就業の場所	（雇入れ直後）協会事務所（新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 3 階） （変更の範囲）変更なし
従事すべき業務の内容	（雇入れ直後）協会運営事務補助、協会事業業務補助 （変更の範囲）変更なし
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業（9時00分） 終業（17時00分） 2 休憩時間（60）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ） 4 所定労働日数 週2日（曜日応相談） イベント実施週は週3日程度 5 勤務日等はシフト制とする（イベント時は勤務時間が異なる場合がある）
休日	・シフトによる休日 ○詳細は、臨時職員規則第17条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→3日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（ 無 ） 時間単位年休（ 無 ） 3 その他の休暇 有給（ 無 ） 無給（産前産後休暇、生理休暇、育児時間、育児休業、 介護休業、子の看護休暇、介護休暇） ○詳細は、臨時職員規則第19条～第22条
賃金	1 基本賃金 時間給（1,500円） 2 諸手当の額又は計算方法 通勤手当：実費 計算方法：自宅最寄駅から協会事務所最寄駅までの運賃

	<p>3 賃金締切日－毎月末日</p> <p>4 賃金支払日－毎月15日</p> <p>5 賃金の支払方法（銀行振込）</p> <p>6 労使協定に基づく賃金支払時の控除（無）</p> <p>8 昇給（無）</p> <p>9 賞与（無）</p> <p>10 退職金（無）</p>
退職に関する事項	<p>1 臨時職員が次に該当するに至ったとき （死亡したとき／雇用期間が満了し、雇用期間を更新しないとき）</p> <p>2 自己都合退職の手続（退職する14日以上前に届け出ること）</p> <p>3 解雇の事由及び手続</p> <p>(1) 精神又は身体の故障もしくは虚弱、老衰その他により業務に堪えられないと認めるとき</p> <p>(2) 出勤常ならず改善の見込みのないとき。</p> <p>(3) 業務上の指示命令に従わないとき。</p> <p>(4) 止むを得ない業務上の都合があるか、又は業務を縮小するとき</p> <p>(5) 職務に誠意なく、勤務状況が不良なとき</p> <p>(6) 勤務成績または労働能率が著しく低劣、若しくは性行が業務に支障あると認めるとき</p> <p>(7) 禁固以上の刑に処せられたとき</p> <p>(8) その他前各号に準ずる止むを得ない事由があるとき</p> <p>上記による場合、30日前の予告又は30日分の平均賃金を支払って解雇することが出来る。ただし、予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を短縮する。</p> <p>○詳細は、臨時職員規則第25条～第30条</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険の加入状況（無） ・雇用保険の適用（有） ・雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口（事務局長）
以上のほかは、当協会就業規則・臨時職員規則による。	<p>規則を確認できる場所：共有フォルダ</p> <p>¥¥192.168.11.50¥共有フォルダ¥共有フォルダ¥6_協会運営¥01_定款・要綱・規則</p>